

# 平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で被災された国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへのお知らせ

1 平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震により被災され、被保険者証を紛失した方や自宅等に残したまま避難された方について、当分の間、被保険者証を提示できない場合でも、医療機関で診療を受けることができます。

(1) 対象者

- ① 被保険者証を紛失された方
- ② 被保険者証を自宅等に残したまま避難された方

2 医療機関で診療を受ける場合には、次の事柄を受付でお申し出てください。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 住所及び連絡先
- (4) 組 合 名（国民健康保険組合の被保険者のみ）

3 また、次のいずれかに該当し、窓口での支払いが困難な方は、平成23年5月末まで医療機関等への支払いが猶予される場合があります。

該当される方は、医療機関の受付でお申し出ください。

なお、後日、市町村、国民健康保険組合又は宮城県後期高齢者医療広域連合から内容確認のため、お問合せする場合があります。

- (1) 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- (6) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定により、内閣総理大臣の指示を受け、避難のための立退き、または屋内の退避を行った方

お問合せ先：宮城県、各市町村、国民健康保険組合  
宮城県後期高齢者医療広域連合